

各論

第4章 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう生活支援のための各種事業を行います。

第1節 生活支援体制の充実

少子高齢社会において核家族化や価値観の多様化が進み、地域内の人間関係が希薄化するなかであっても、高齢者が元気に安心して住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービス内容の充実を図ります。

第1項 生活支援サービス

高齢者の生活環境に配慮するとともに福祉サービスの推進を図り、在宅の要介護高齢者などに対し充実した生活支援事業の提供に努めます。

1 生きがい支援ふれあい事業（介護保険対象外の生きがいデイサービス）

介護保険の要介護認定において非該当であるひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな方に対し、老人福祉センターなどで日常生活訓練や入浴、趣味活動などのサービスを提供します。

【デイサービス利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者(人)	87	84	79	88	97	106
利用回数(回)	3,304	3,192	3,002	3,168	3,492	3,816

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

2 はり・きゅう・マッサージ等施療費助成事業（明るい長寿社会を築く市民基金事業）

健康の保持増進と閉じこもり等の予防にも役立てることを目的に、70 歳以上の方又は 65 歳以上で身体障害者手帳 1・2 級所持者の方に、はり・きゅう・マッサージ等の施療費の一部を

助成しています。今後も高齢者の健康長寿を願い引き続き実施します。

【はり・きゅう・マッサージ等施療費助成利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者(人)	1,332	1,190	1,137	1,300	1,350	1,400
利用枚数(枚)	6,717	6,181	5,985	7,085	7,358	7,630

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

3 緊急通報システム事業（明るい長寿社会を築く市民基金事業）

70 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、急病や災害等の際、簡単な操作で緊急事態の通報ができる緊急通報装置を貸与します。

【緊急通報システム利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者（人）	294	271	276	301	326	351

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

4 高齢者寝具クリーニング事業

寝具の衛生管理が困難な 65 歳以上のねたきりまたはひとり暮らし高齢者に対して、清潔で快適な生活が送れるよう、寝具クリーニングサービスを行っています。

【寝具クリーニング利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者（人）	293	297	243	300	300	300

5 高齢者日常生活用具給付（貸与）等事業

在宅で心身が不自由な高齢者に対して、日常生活の便宜を図るため、介護保険対象外で必要な用具を給付または貸与します。

【日常生活用具給付（貸与）利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者（人）	2	3	7	7	7	7

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

6 介護予防住宅改修事業

60 歳以上で介護保険の要介護認定において非該当（自立）となった、または非該当に相当するが、転倒などの危険性のある方を対象に介護が必要な状態とならないよう住宅改修を行い、健康で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【介護予防住宅改修事業利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者（人）	1	4	2	2	2	2

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

7 家事援助サービス事業

65 歳以上で、介護保険の要介護認定において非該当（自立）となった方や非該当に相当するひとり暮らし高齢者、あるいは高齢者のみ世帯の方で、調理・洗濯・買い物等の家事援助の必要な方に対し、日常生活上の援助を行い、自立した生活を送ることができるよう支援します。

【家事援助サービス事業利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者（人）	19	17	16	17	18	19

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

8 訪問理美容サービス事業（明るい長寿社会を築く市民基金事業）

要介護認定3以上のねたきり状態等にあるため、理美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者に対し、保健衛生と福祉の増進を図ることを目的に、出張により理美容サービスを受けた場合、事業者へ支払う出張料の一部を助成します。

【助成券利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
延べ利用者 (人)	96	114	118	120	130	140

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

9 配食サービス事業

調理をすることやバランスのとれた栄養の摂取が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方に対して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行います。

【配食サービス事業利用者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用実人数 (人)	213	204	250	290	310	330
配食数	16,651	17,270	21,000	25,000	27,000	29,000

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

第2項 家族介護の支援

家庭で介護する家族の身体的または精神的な介護負担を軽減することを目的に各種事業を実施し、高齢者とその家族が、地域の住み慣れた環境で安心して生きがいを感じて生活できるよう支援します。

1 ねたきり等高齢者介護者激励金給付事業（明るい長寿社会を築く市民基金事業）

在宅のねたきり等高齢者を6か月以上継続して介護している方に、日々の介護の労をねぎら

うため激励金を支給します。

【介護者激励金給付事業の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
給付者(人)	531	500	540	570	600	630

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

2 家族介護慰労金支給事業

重度（要介護認定 4 又は 5）の高齢者を、1 年間介護サービスを利用しないで在宅で介護している市県民税非課税の方に対し、介護慰労金を年に 10 万円（介護者激励金を受給している場合はその分を除いた金額）を支給します。

【家族介護慰労金支給事業の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
給付者(人)	0	0	1	2	2	2

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

3 家族介護用品支給事業

紙おむつ等の介護用品を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。

【家族介護用品支給事業の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
給付者(人)	34	30	38	40	40	41
交付枚数(枚)	389	366	380	408	408	418

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

4 家族介護者交流事業

市では須賀川市社会福祉協議会に委託し、要支援や要介護高齢者などを介護している家族介

護者などを対象に、心身の元気回復と参加者相互の交流と親睦を図ることを目的に交流事業を行います。また、介護方法や介護者の健康づくりなどについての知識、技術習得のため、家族介護教室を開催します。

【交流会参加者の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
交流事業参加者 (人)	22	21	20	21	22	23
家族介護教室 (人)	22	21	20	21	22	23

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

5 介護情報紙発行事業

要介護 2 から要介護 5 までに認定された認知症高齢者などを介護している家族を対象に、介護者同士の交流や介護に関する情報を提供する、介護者だより「かけはし」を送付し、介護負担の軽減や交流のきっかけを支援します。

【介護情報紙発行の実績と今後の見通し】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
発行部数 (部)	4,029	4,110	4,196	4,276	4,356	4,436

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

* 年 2 回発行

第3項 災害時の支援

大規模な災害が発生した場合、一般の指定避難所では生活が困難な高齢者や障がい者を保護するため福祉避難所を設置し、心身の状態に配慮した生活の場を提供します。

平常時には、避難に支援を要する高齢者等の把握に努めるとともに避難行動要支援名簿登録者の実態調査を引き続き行います。

1 避難行動要支援者把握事業

災害時に避難に支援を必要とする方のため、あらかじめ避難行動要支援者名簿に登録する「避

難行動要支援者登録制度」を実施しています。

対象者には、その都度、登録申し込み用紙を送付し登録を勧めます。2017（平成 29）年 3 月 31 日現在、登録者は 1,639 人となっています。

なお、登録を勧める対象者は次のとおりです。

- ・介護保険の要介護3以上で居宅で生活している方
- ・ひとり暮らしの高齢者（75歳以上）と高齢者（75歳以上）のみの世帯の方
- ・身体障害者手帳（1・2級）所持の方
- ・養育手帳A所持の方、手帳所持の児童
- ・特定疾患患者福祉手当受給の方で高齢者世帯の方、医師が必要と認める方
- ・その他支援が必要と判断される方

2 避難行動要支援者見守り訪問事業

避難行動要支援者名簿登録者の生活実態や身体状況把握のため、実態調査を実施しており、2017（平成 29）年 3 月 31 日現在、実態を調査した件数は、2,435 件になっています。

支援体制を充実させるため、引き続き実態調査を行います。

3 福祉避難所の確保

自然災害が発生した場合、一般の避難所では生活が困難な高齢者等の被災者を受け入れるため、耐震・耐火構造、バリアフリー等に対応し、宿泊が可能な市内の公共施設、社会福祉施設等を福祉避難所として開所します。

福祉避難所は、災害の規模に応じ段階的・重層的に対応が図られるよう、拠点の福祉避難所と二次的福祉避難所に分けて開設します。

拠点の福祉避難所は、市老人福祉センター、市保健センター、長沼保健センター、いわせ悠久の里の市内 4 か所の公共施設とし、中心となる市保健センターには福祉避難所全体の運営サポート機能として「福祉避難所運営班」を配置します。

また、市内の社会福祉施設と避難所開設の協定を締結しており、大規模な災害が発生し専門性の高い支援を必要とする高齢者等の受け入れが必要とされる場合には、社会福祉施設を二次的福祉避難所として開設し、4 か所の拠点の福祉避難所と連携して高齢者等が避難所で不安な

く過ごせるよう配慮します。

4 福祉避難所運営のための支援体制

(1) 市内の社会福祉施設等35事業所に開設

項 目	拠点福祉避難所	特別養護老人ホーム	老人保健施設	通所介護設	グループホーム	小規模多機能施設
高齢者福祉施設数(箇所)	4	6	3	3	4	1
項 目	生活介護・就労継続支援B型事業所		施設入所支援施設		グループホーム	
障がい福祉施設数(箇所)	4		1		9	

(2) 訪問介護士や訪問看護師への支援要請

項 目	訪問介護事業所	訪問看護事業所
協定事業所(箇所)	19	6

* 2017(平成29)年3月31日現在で協定締結している施設数

(3) 市内の福祉用具貸与・販売事業所の支援による福祉機器等の供給

福祉用具貸与・販売事業所(箇所)
6

(4) 市内の訪問介護事業所による福祉タクシー等の乗降介助を要請

訪問介護事業所(箇所)
4

第2節 相談窓口と支え合い体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるように、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民組織、行政機関、関係専門組織等を活用したネットワークを構築し、地域全体で高齢者を支え合う体制づくりに努めます。

第1項 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、各種相談等に応じて、相互に連携を図りながら様々な支援を行います。

高齢者の状態の変化に柔軟に対応し、必要とする各種サービスを切れ目なく継続的に提供できるように、地域包括ケアシステムの中核的な機関として現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ります。

1 地域包括支援センターの地域区分

高齢者のニーズに応じたサービスの提供が行われるための総合調整機関として、旧町村単位（9地区）の日常生活圏域をベースに、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に判断して4つの区域を設け、それぞれ1か所の地域包括支援センターを設置しています。

2 地域規模による人員の配置

地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員数については、厚生労働省令で定める「須賀川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」（平成26年須賀川市条例第36号）によります。

【人員配置基準】

担当する区域における 第1号被保険者の数	人 員 配 置 基 準
おおむね1,000人未満	保健師その他これに準ずる者 社会福祉士その他これに準ずる者 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	保健師その他これに準ずる者 社会福祉士その他これに準ずる者 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員）

おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	保健師その他これに準ずる者 1 人 社会福祉士その他これに準ずる者又は主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1 人 (いずれも専らその職務に従事する常勤の職員)
おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごと	保健師その他これに準ずる者 1 人 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1 人 (いずれも専らその職務に従事する常勤の職員)

3 包括的支援事業の実施

今期計画では、前期計画での取り組みを踏まえ地域支援事業の包括的支援事業において、地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員）、生活支援サービスの基盤整備（コーディネーターの配置、協議体の設置等）の充実を図っていきます。

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターがより充実した機能を果たしていくためには、運営に対する評価が必要となります。このため市介護保険運営協議会において継続的な評価・点検を強化します。併せて、情報活用制度を活用し地域包括支援センターの取組を市民に周知します。

(2) 地域ケア会議の充実（制度化による強化）

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスを日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）を実現する一つの手法として「地域ケア会議」の充実を図ります。

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるマネジメントの充実と支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性のあるものとして定着させます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進（連携強化）

在宅医療・介護連携の推進については、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置付けされ、2018（平成 30）年 4 月までにはすべての市町村で実施することとされています。

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるた

めには、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県及び保健福祉事務所の支援の下、市が中心となって、地域の医師会と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の強化（充実）を図ります。

(4) 認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を推進します。

(5) 生活支援サービスの推進

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）や地域支え合い推進会議（協議体）と連携しながら、地域資源の整理や確認、既存事業の現状把握を行い、ボランティアや地域組織等を活かした生活支援・介護予防サービスの開発を推進します。

第2項 権利擁護の推進

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加することから、支援体制の強化や成年後見制度の活用などにより高齢者の権利を擁護するとともに虐待防止の取組を推進します。

1 高齢者虐待防止への取組

2006(平成18)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、高齢者虐待問題が顕在化することが多くなりました。発生要因も経済的問題や介護者の介護疲れ、虐待者と高齢者の人間関係といったものがその大部分を占めています。認知症の親を子がひとりで介護するといった密室性の高い環境でストレスを抱え、相談相手や支援者も少ないという状態は、虐待の深刻化という点で危惧され、個々のケースに応じた対応が求められます。

また、被虐待高齢者への支援だけでなく、虐待者する側（養護者）への支援も不可欠であり、市民アンケートによる「介護で悩んでいること、困っていることは何ですか」の質問に対し、「精神的に疲れる」(44.2%)、「身体が疲れる」(28.5%)、「介護を交代する人がいない」(22.3%)

などの悩みを抱えており、対応には様々な支援機関と専門職によるチームアプローチが必要とされています。

【高齢者虐待相談件数の実績】

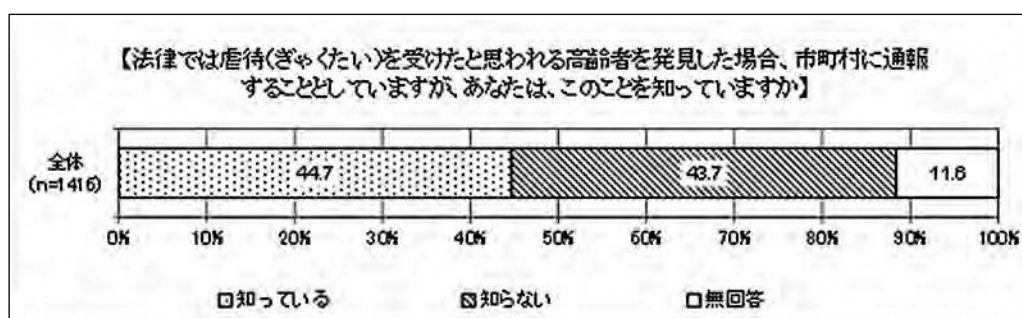
		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)
	通報又は届出件数	17	18	28
	うち虐待認定件数	10	7	19
虐待の区分	身体的虐待	5	3	8
	介護放棄等	2	2	3
	心理的虐待	3	5	10
	性的虐待	0	0	0
	経済的虐待	2	1	4
被虐待者の性別		11	7	19
	男	2	1	5
	女	9	6	14
養護者の属性		11	7	19
	同居	9	5	16
	別居	2	2	3

2017（平成 29）年度は 12 月末現在

※ 2015（平成 27）年度の被虐待者、養護者数には夫婦 1 組が含まれているため、虐待認定件数と一致しない。「虐待の区分」は、複数該当があるため、虐待認定件数と一致しない。

【高齢者虐待の通報義務】

虐待されたと思われる高齢者の市への
通報を知っていますか？



(1) 市民への周知と啓発

高齢者虐待対応の窓口として、市長寿福祉課と地域包括支援センターがあります。

しかし、市民アンケートによる「虐待されたと思われる高齢者の市への通報を知っているか」の質問に対し、「知らない」が43.7%であり、今後も高齢者自身や高齢者に関わる家族、地域住民等からの相談窓口の周知と迅速に対応できるよう体制の確立を進めます。

(2) 高齢者の権利擁護

高齢者の権利を擁護し、また虐待を防止するため、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業（愛称「安心サポート」）等を啓発するとともに活用しながら、高齢者の尊厳を保持する支援体制の強化を図ります。

(3) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

県、地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、警察、地域住民等の連携による虐待防止ネットワークを構築し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができる環境を整備します。

また、2007（平成19）年4月に「須賀川市高齢者虐待対策連絡会等設置要綱」を定め、関係機関相互の情報交換や虐待発見時の連携対応などに取り組んでいます。今後も、被虐待者及び虐待者への更なる支援ができるよう、ネットワークの強化に努めます。

(4) 高齢者虐待防止に関する施策促進

高齢者に対する虐待の深刻化が懸念され、個々のケースに応じた適切かつ迅速な対応が要求されるため、市内4か所にある地域包括支援センターと定期的に高齢者虐待対策ワーキンググループを開催し、情報交換や事例検討などを行い、担当者のスキルアップを図ります。

また、虐待発生時に速やかに支援ができるよう、対応手順のモニタリングや情報伝達、収集するために必要な記録用紙等を作成します。

(5) 効果的、効率的なサービスの提供

虐待により、緊急に高齢者の安全を確保しなければならない際には、老人福祉法による措置入所制度を活用するとともに、ケアプランを見直し在宅介護サービスを増やすなど、個々に応じた柔軟なサービスを提供できる体制づくりをすすめます。

(6) 高齢者虐待に関する研修会の開催

地域包括支援センター連絡会等で虐待の発見や対応等について研修会を行うとともに、介護支援専門員、介護保険サービス事業所、民生委員・児童委員等を対象とした研修会を開催し、虐待に対する共通認識を深めます。

(7) 介護者への支援

介護者への支援は、介護負担の軽減と虐待予防のために重要であり、適切な支援を行うことで、高齢者が安心して生活を送ることができる環境整備につながります。このため、介護者との信頼関係を構築することが大切であり、介護サービスの利用を勧めるとともに、介護講習会、介護者の交流会等への参加を促すなど介護者の負担軽減を図るよう支援していきます。

(8) 高齢者虐待を防止する地域づくり

地域の人たちがねたきりや認知症などの高齢者だけでなく、その介護者に対する理解も深め、地域全体で介護者などを見守り、時にはねぎらいの声をかけるなど、ねたきりや認知症の高齢者や介護者をその地域から孤立させないことが大切です。

また、介護の負担を軽くすることも虐待の防止につながることを地域全体に啓発して行きます。



高齢者虐待対策ワーキンググループ



2 成年後見制度利用支援事業

(1) 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度は、認知症などの理由で判断能力が不十分な人が、不利益を被らないよう権利と財産を守る、権利擁護のための制度ですが、十分に利用されていないことから、

国では、2017（平成 29）年 3 月に成年後見制度利用促進法（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年後見制度利用促進基本計画を策定し、総合的かつ計画的に制度の利用促進策に取り組むこととなりました。

市においては、市長が法定後見の申し立てができるよう、2007（平成 19）年度に要綱を制定し、環境の整備を行いました。しかし、市民アンケートによる「成年後見制度とは、どのような制度か知っていますか」の質問に対し、「知っている」が 36.2%と少なく、まだまだ周知が不十分であることから、今後も地域包括支援センターや市民を中心とした民間団体である「すかがわ・市民後見制度の会」と連携しながら、制度の周知と活用に取り組むとともに、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の基本計画の策定についても検討していきます。

【成年後見制度利用支援事業：市長申し立て件数と今後の見通し】

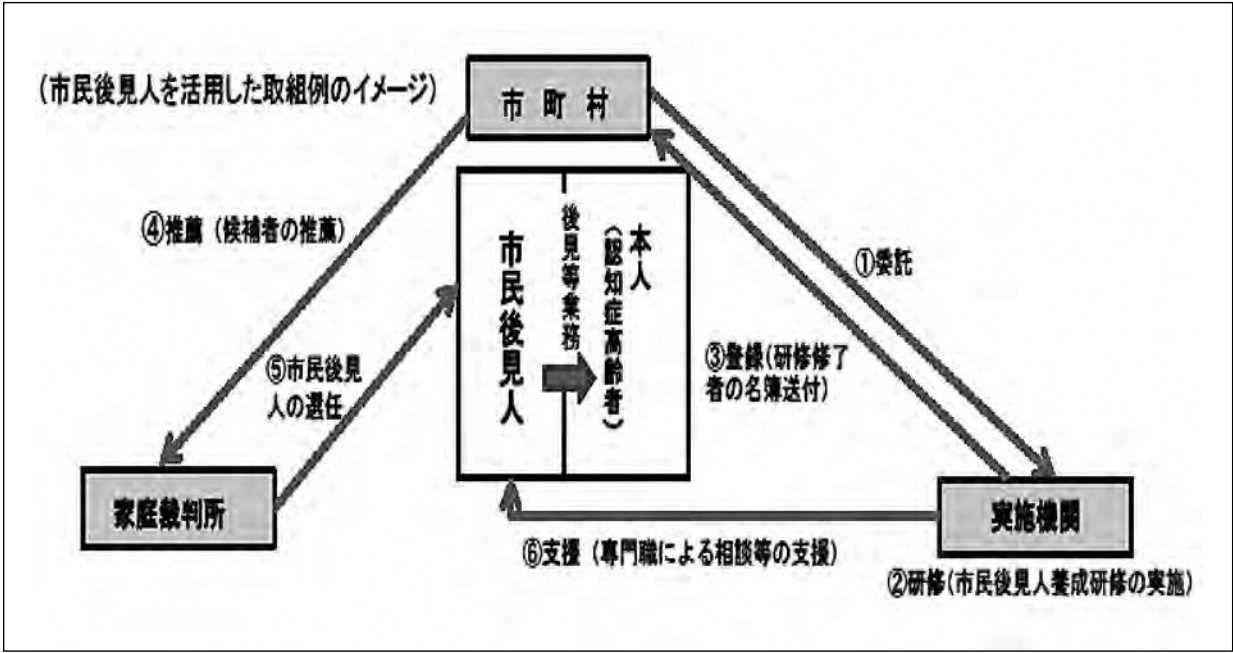
項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
利用者(人)	2	4	3	4	4	4

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

(2) 市民後見人の養成事業の検討

2012（平成 24）年度から成年後見の新たな担い手の養成・支援が市町村の努力義務となり、また、国の成年後見制度利用促進基本計画でも、利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人を育成し、担い手を十分に確保することとされています。

今後、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度のニーズの増加や果たす役割の重要性が増すことが予想されるため、市民後見人となり得る人材の確保を図るための養成事業について検討していきます。



資料：厚生労働省

第3項 認知症高齢者の支援

認知症高齢者は、国の推計によると「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人数は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には470万人（65歳以上人口対比12.8%）となり、その数は急増の一途をたどっています。

【65歳以上の認知症高齢者の日常生活自立度の予測】

	2015年 (平成27)	2020年	2025年
自立度Ⅱ以上	345万人	410万人	470万人
65歳以上人口比	10.2%	11.3%	12.8%

資料 厚生労働省 地域支援事業の充実と介護予防の見直し

【福島県の現状】

65歳以上の高齢者 558,887人

認知症の有病率推定値	MCⅠ (正常と認知症の中間の状態の方の有病率推定値)
83,833人(高齢者人口の15%)	72,655人(高齢者人口の13%)

* 全国の有病率推計値から算出

(2017(平成29)年6月1日現在)

本市においては、2017（平成 29）年 4 月 1 日現在の要介護認定者 3,887 人のうち認知症高齢者の日常生活自立度で正常の割合は 21.4%と少なく、ほとんどの方に何らかの認知症の症状があることが伺えます。

特に、認知症により日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする自立度Ⅲ以上の割合が 29.3%となっています。

市民アンケートでも、最初に要介護認定を受けたときの主な原因として、認知症が 25%を占めており、今後ますます増加すると予想されます。

【介護度別高齢者数】

（単位：人）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
312	530	786	690	635	556	378	3,887
8.0%	13.7%	20.2%	17.8%	16.3%	14.3%	9.7%	100%

* 端数処理の関係で合計は 100%になりません。

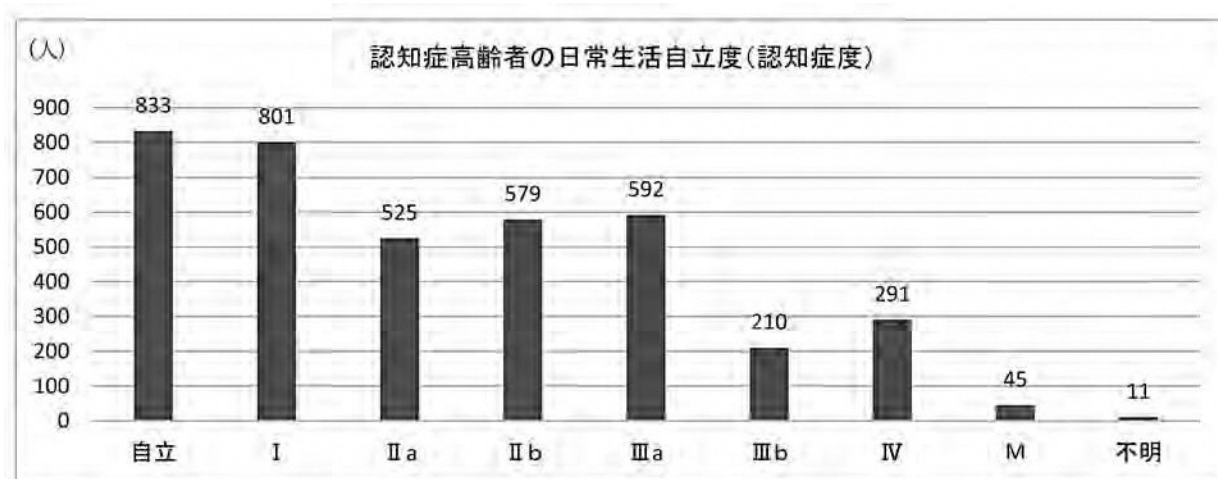
資料：介護保険支援システム（2017（平成 29）年 4 月 1 日現在）

【認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）】

（単位：人）

自立	I	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M	不明	計
833	801	525	579	592	210	291	45	11	3,887
21%	21%	13%	15%	15%	5%	7%	1%	2%	100%

資料：介護保険支援システム（2017（平成 29）年 4 月 1 日現在）



認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）判定基準

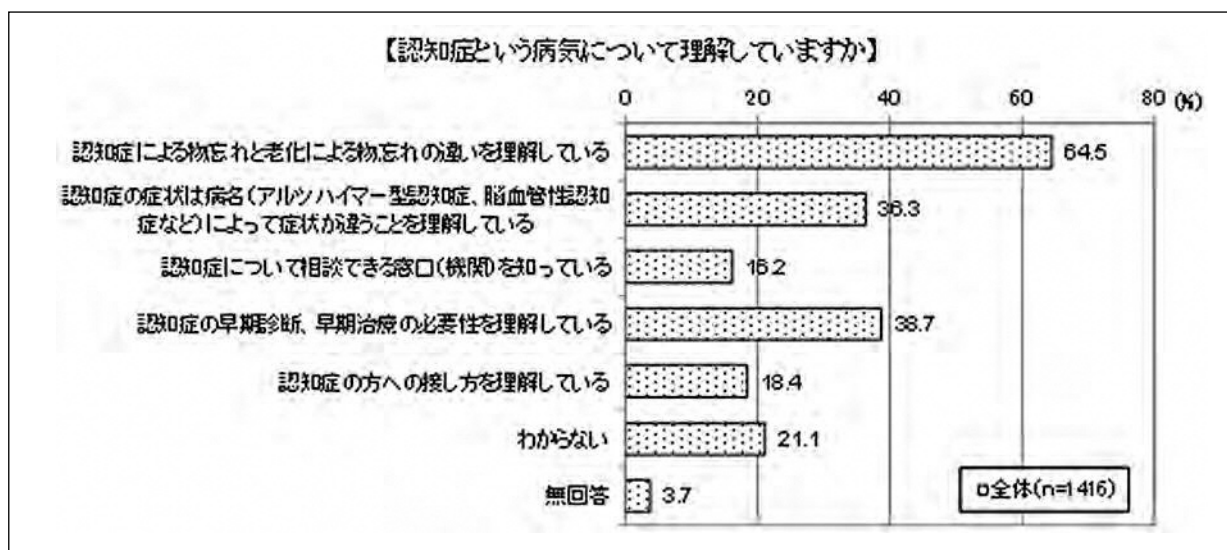
- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に自立している。
- II 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。(家庭外＝II a、家庭外・内＝II b)
- III 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
(日中を中心として見られる＝III a、夜間を中心として見られる＝III b)
- IV 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

1 市民の認知症に対する啓発

市民アンケートでの認知症に対する理解は次表のとおりであり、症状に関して理解が広がっている一方で、「わからない」も 21.1%となっています。

今後も市民の認知症理解に向けたチラシ配布や健康教育等の啓発活動を行い、住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

【認知症に対する理解】



2 認知症サポーター養成事業

2015（平成 27）年 1 月に策定された「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン) の中で示された認知症サポーターの養成数（全国で 800 万人）が達成され、2017（平成 29）年 7 月に認知症サポーター数を全国で 1,200 万人を達成するよう目標が設定されました。認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によりつくっていくことを目指して実施されています。

現在、市では地域包括支援センター職員、グループホーム等施設の職員、介護支援専門員、市保健師など、76 名がキャラバン・メイトとして登録をし、サポーター養成にあたっています。サポーターは、市職員をはじめ老人クラブ会員、健康づくり推進員、小学生など幅広い年代の人々で構成され、2017（平成 29）年 10 月末現在 5,036 人となっています。

今後は、町内会、民生委員・児童委員、民間企業などで、キャラバン・メイト（※）による認知症サポーターの養成講座を積極的に実施するとともに、活動範囲の拡大を図ります。また、キャラバン・メイト養成研修を受けた地域包括支援センター職員や施設職員で定例会を開催し、今後の取組や周知の検討、情報交換を通じてスキルアップを目指します。

【認知症サポーター講座 開催状況と今後の目標値】

項 目	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度
開催数(回)	34	24	25	30	35	35
参加数(人)	895	995	1,000	1,100	1,200	1,200

* 2017（平成 29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数

【※キャラバン・メイトは、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役のこと】



認知症サポーター養成講座



小学生向け認知症サポーター養成講座

3 活動団体への支援

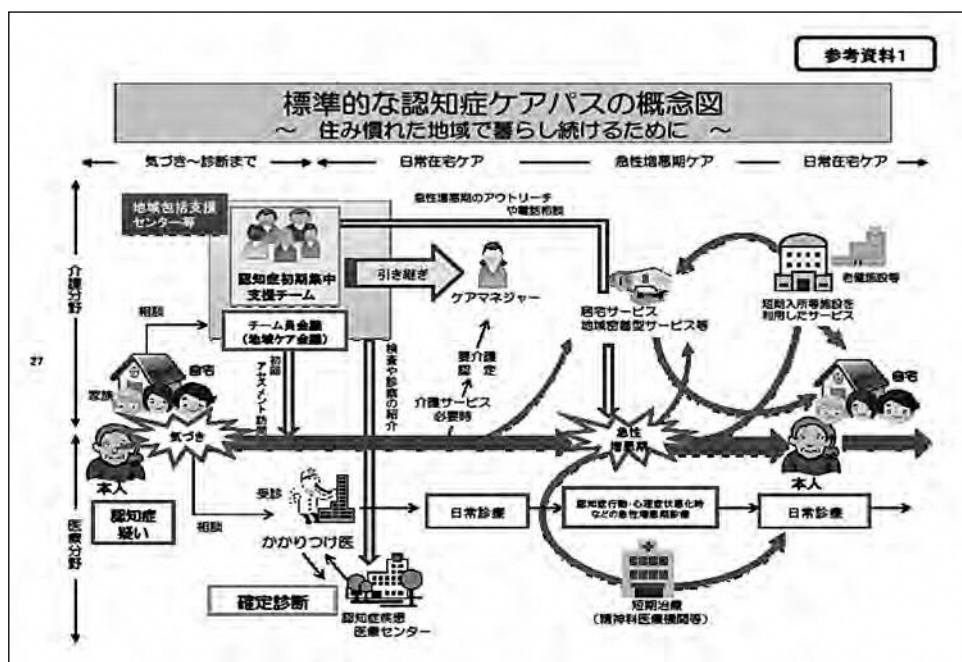
須賀川市社会福祉協議会や老人クラブ等の地域組織による支え合い活動や、「認知症カフェ」で行っている講演会の開催や相談会の支援等を行い、認知症高齢者や家族を支援します。

4 認知症ケアパスの作成

2012（平成 24）年 9 月に厚生労働省で「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」が策定されました。その中の施策のひとつに「認知症ケアパス」の作成があります。これは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、認知症が発症したときから、生活機能障害の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に具現化したツールです。

2015（平成 27）年 2 月に作成した須賀川版の認知症ケアパスを引き続き関係機関と連携を図りながら市民に周知します。

【参考】



5 認知症地域支援推進員の配置

「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」で、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置することを掲げており、市では市内4か所の地域包括支援センターに配置しています。

今後は、引き続き、医療や介護関係者、認知症初期集中支援チームと連携を図りながら、地域における支援体制の構築を図ります。



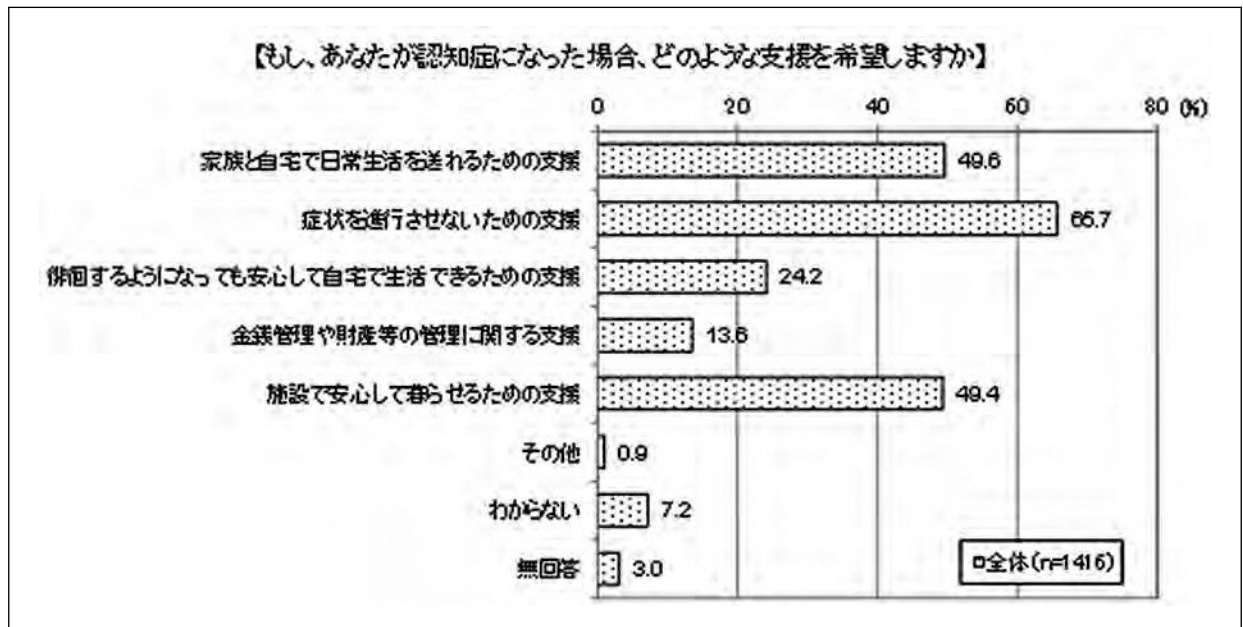
認知症カフェの様子



認知症カフェでのミニ講座

6 認知症高齢者と家族への支援

【認知症になったときに希望する支援】



(1) 相談窓口体制の充実

認知症に関する相談は、市内4か所の地域包括支援センターや市長寿福祉課において実施しています。

認知症に関する相談窓口の周知を図るとともに、認知症高齢者本人や家族、関係者からの相談に対応できるよう相談体制の充実と関係機関との連携を推進します。

(2) 介護者家族への支援

須賀川市社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、介護者が認知症高齢者に適切なケアを行えるよう家族への支援を行います。

また、認知症高齢者や家族の介護負担の軽減を図るため、地域の実情に応じて、認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」等を各地域包括支援センター等と協力しながら、引き続き、開催していきます。

(3) かかりつけ医等医療機関との連携

超高齢社会を迎え、今後さらに認知症になる人が増え続けると予測されています。そのような状況で、最初の窓口のひとつとしてかかりつけ医の活躍が期待されています。そのため厚生労働省は、高齢者が通院する診療所などの医師に対して認知症の研修を実施し、「認知症サポート医」の養成を進めています。かかりつけ医との連携を図るとともに「もの忘れ」

の相談のできる医師、認知症疾患医療センターなどの医療機関の情報を提供します。

(4) 認知症高齢者の早期発見・早期治療・早期ケア

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期発見・早期対応に向けた支援を推進します。

(5) すかがわ見守り・徘徊ＳＯＳネットワーク

あらかじめ登録をしていた認知症高齢者が行方不明となった場合に、警察署への通報を行い、また、捜索協力者として登録された須賀川市社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、ホームヘルパー、認知症サポーター、市職員などが協力者となって、情報の共有を行いながら捜索の支援を行います。

第3節 高齢者住まいの充実

第1項 高齢者向け住宅の推進

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となる住まいに関しては、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の整備活用が重要となります。

計画に位置付けを必要とする施設については、入所待機者の実態や介護事業者から見るニーズ、あるいは整備の実現性や介護給付費と介護保険料のバランス等を踏まえることとし、今期計画では、小規模な施設整備を中心に位置付けます。